

## 資料6 関連法律

### 新森林法（仮訳）法律4771号－1965年9月15日制定

第1条 ブラジル国土にあって、それが生育している土地にとって有用と認められる森林その他の植物はブラジル全国民の共通の利益を有する財産であり、その所有権は一般法令および特に本法律が設定する制限付きで行使される。

§ 1：本法律に反するような森林の利用・開発の行為および義務不履行は、所有権の悪用とみなされる。

第2条 本法律によって、次に掲げる各号に位置する森林その他の自然植物は永久に保護されると見なされる。

- a) 川そのほかの水流の岸で、岸の幅が最小でも次の通りであること。
  - 1－幅10m以下の川については、5 m
  - 2－両岸の距離が10m～200mの水流については、その水流の幅の半分相当
  - 3－200m以上の幅を有する水量については、100m
- b) 湖沼や天然または人工の貯水池の周辺
- c) 位置する地形に関わらず水源や湧水地
- d) 丘、峰、山岳および山脈の稜線部
- e) 最大傾斜線が100%で、斜度が45度以上の傾斜地
- f) 砂丘を固定させ、マングローブを安定させる岸
- g) 平地の縁
- h) 自然または人工の原野で、標高1800m以上にある原生林および原生植物

第3条 公権の行使による宣言によって、次の号に掲げる目的のため、森林その他の植物も永久に保存されると見なされる。

- a) 土壌の侵食を軽減するため
- b) 砂丘を固定するため
- c) 道路や鉄道に沿った保護帯を形成するため
- d) 軍当局の判断によって国土の防備を補完するため
- e) ことに美しい土地や、科学的・歴史的価値を有する土地を保護するため
- f) 絶滅に瀕する動物群や植物群を保護するため
- g) 森林に住む人々の生活に必要な環境を維持するため
- h) 公衆の厚生上の条件を保護するため

§ 1 森林の永久保存の全面的または部分的解除は、公共または社会的利益のための工事、計画、活動とプロジェクトのために必要であり、連邦政府の行政権による事前の承認があるときのみ認められる。

§ 2 インディオの資産の一部である森林は、本法律の効果によって永久保存の制度（g）に従う。

第4条 次に掲げる各号が公共の利益と見なされる。

- a) 森林植物の保護および繁殖を目標として、一定の地域において牧畜業を制限し、コントロールすること
- b) 森林の植物に影響を与える害虫や病気を防ぎ、絶滅するための施策
- c) 木材の有効寿命を経済的に延長し、木材の取扱いや加工の全工程における木材の最大活用を目指す科学技術的方法を採用し、普及すること

第5条 公権は次に掲げる各号を創設する。

- a) 植物群・動物群および天然自然美全体の保護と、教育的・娯乐的・科学的目的のための利活用との調和をとりつつ、自然の代替できない属性を守る為の国立、州立および郡立の公園および生物学的な保護地
- b) 経済的・技術的・社会的目的を有する国立、州立および郡立の森林。いまだ森林に至っていないが、その目的を目指した地域の留保も含む。

§ 1 : 国立、州立および郡立の公園においては、いかなる形であっても天然資源の開発は禁じられる。

第6条 本法律の条文によって保存することにはならない森林の所有者は、森林関係当局が公共の利益の存在を明らかにしたときから、森林の永久保存を義務づけられる。その関係は、森林当局が示す記録によってされ、登記簿の欄外に記録される。

第7条 いかなる樹木も、その生育場所、希少性、美しさ、種子の包含性の故に、公権の行使によって、その伐採免除を宣言されることができる。

第8条 本法律で扱う永久保存すべき森林地域や、国や地方にとって木材その他の林産物の供給のために必要な森林は、植民や農地改革の計画にもとづく農業用地の中に含まれてはならない。

第9条 私的所有の森林は、特別制度に従って他者と共有されている間は、後者に対する規定に従う。

第10条 25度から45度で傾斜している土地にある森林の伐採は許されない。ただし、永続的な収益性を目指す合理的な利用システム下にある時は、森林の中で間引くことは許される。

第11条 森林の産物や石炭を燃料として使う場合は、森林その他の植物のあるところで火事を起こす原因となる火の粉を撒き散らさない装置を用いなければならない。

第12条 永久保存でない植林された森林の中では、自由に薪や森林の産物を採ったり、石炭を生産することができる。それ以外の森林については、技術上必要とされる規定や現地の独特の習慣に従って、連邦政府または州政府の行為によって設定された基準に従うものとする。

第13条 森林から産出される生きた植物を扱う商業には、関係当局の許可が必要である。

第14条 森林の利用に関する一般的規則に定めるほかに、連邦政府および州政府の権限は次の通りである。

- a) その地方の特性に対応した他の規則を制定する。
- b) 絶滅の一途を辿っている植物の種類伐採を禁ずる。また、禁止地域を限定し、その地域においては他の種類の植物の伐採も事前の許可を受けることとする。
- c) 森林の産物・副産物にかかる伐採、産業および商業に従事する自然人および法人の登記の範囲を広げる。

第15条 アマゾン河流域の原生林の経験主義に基づく開発は禁じられる。同流域は1年以内に公権の行使によって設定される運送や取扱いに関する技術計画に沿ってのみ利用可能である。

第16条 本法律の第2条および第3条の規定のように利用制限や永久保存の制度によって保護されていない私有林は、次の制限の下で開発することが可能である。

- a) 南西部、南部、中西部の地域においては、天然林、原生林および再生された森林の伐採はいかなる場合にも、それぞれの所有権の面積の少なくとも20%が樹木で覆われていると関係当局が判断しなければ許されない。
- b) 前項で挙げられた地域においては、すでに開拓された地域や関係当局によって限定された地域においては、原生林の伐採は禁じられる。ただし、その土地が農作物や牧草で利用されている場合は、木材も生産のための森林の伐採だけが許される。まだ耕作していない地域で、開拓形態をとる地域においては、新たに農地にするための原生林の伐採は、その農地の最大30%までは許される。
- c) 南部において、現在ブラジルマツの森林形成が行われている地域では、森林の絶滅につながるような形での森林伐採は行ってはならない。ただし、良好な開発・生産条件下で、密林の永続性を保証する技術的規則に従うならば、森林の合理的開発は許される。
- d) 東北部と北西部においては、マラニョン州とピアウイ州も含めて、樹木の伐採や森林の開発は、第15条の形の公権の行為によって設定される技術的規則を守る限りにおいて許される。

§ 1 本条項の a 号に含まれる、20~50haの農地の所有権においては、比率に関する制限を決めるために、樹木の種類を問わず樹木で覆われていることのほかに、果樹・観賞用または産業用の樹木も積算される。

第17条 農地の所有権の区分においては、前条の a 号で定められた割合に関する制限を満たす面積は、購入者の間で共有している一つの土地として纏めることができる。

第18条 植林や再植林が必要とされる永久保存の私的所有の土地で、所有者がそれを行わない場合には、連邦政府の公権はその土地の所有権を侵害せずにそれを行うことができる。

§ 1 その地域が耕作に利用されている場合には、その所有者は保証を受ける。

§ 2 連邦政府の公権によってこのために利用された地域については、税金が免除される。

第19条 最大の経済収益を目指して、所有者が混交林から一斉林に変えるために、一時にまたは継続的に、更新させる植生を伐採することは許される。ただし、その作業の前に、再

植林し復旧する義務を果たす期限を関係当局に提示しなければならない。

第20条 森林からの原料を大量に消費する企業には、開発および運送が経済的であると判断される範囲内において、自社または第三者の土地の新しい面積を植林する組織立った事業を行うことが義務づけられる。その際、森林の合理的開発による生産量はその企業が原料供給のために消費した量に等しくなるようにしなければならない。

§ 1 : 本条項の規定を遂行しない場合は、違反者は刑法に規定された罰則のほかに、消費した天然の森林からの原料およびそれが関わった製品の製品価値の10%相当の罰金を払う義務を負わされる。

第21条 石炭、薪そのほかの森林からの原料をベースとする製鉄・運送その他の企業は、合理的開発用の所有林を維持するか、あるいは直接的に、または参加する事業を通して補給用の森林を造成する義務を負う。

§ 1 : 関係当局は、各企業に対し、5年から10年を限度に本条項の規定に対応するための期限を決定する。

第22条 ブラジル連邦政府は、農業省の特定の執行機関を通して直接的に、または州政府や市役所と協定して、本法律の規定の適用を監視し、そのために必要な事業を起こすことができる。

第23条 特殊事業による森林の監視には、警察当局の自発的な活動も含まれる。

第24条 森林官がその役割を果たすときには、武器の携帯を保証され、警察官と同等の資格を与えられる。

第25条 通常の方法で消火できないような農地における火災の場合は、森林官だけでなく他の行政当局も作業可能な人員を召集したり、機材を要求することができる。

第26条 次に掲げる各号の刑事上の規則違反は、3ヵ月から1年の懲役、または違反を犯した期日および場所の1ヵ月から100ヵ月分の最低賃金の罰金、または両方の罰を一括して受ける。

- a) 永久保存の森林を、生育途中のものも含め、破壊したり損傷を加えたりすること、または本法律に規定された規則に違反して森林を利用すること。
- b) 関係当局の許可を得ずに、永久保存の森林の中で樹木を切ること。
- c) 禁止されている狩猟のためや、森林からの原料および林産物の開発のために、関係当局の許可証を携帯せずに永久保存の森林の中に入り込むこと。
- d) 国立、州立、郡立公園および生物保護区に被害を与えること。
- e) 必要な注意を払わずに、森林その他の植物の中で焚火をすること。
- f) 森林その他の植物の中で、火災を引き起こす可能性のある気球を作成、販売、運搬、浮揚すること。
- g) 森林その他の植物の自然の遷移を阻害したり、困難にすること。
- h) 関係当局から授与された売却人許可証を持たずに、木材、薪、石炭その他の林産物を受

け取ったり、その許可証を最終的な受渡しまで、産物とともに携帯していないこと。

- i) 関係当局から授与された、運搬中またはストック中に有効な許可証を持たずに、木材、薪、石炭その他の林産物を運搬したりストックすること。
- j) 期限の経過した、あるいは森林からの生産物を消費者に引き渡したことによって、失効した証明書を当局に返還しないこと。
- l) 森林の中で火災を引き起こしやすい火の粉を撒き散らさない装置を使用せずに林産物や石炭を燃料として使うこと
- m) 特別な生態系にある森林の中で動物を放したり、所有する動物がそのような森林に入り込まないように注意を払わないこと。
- n) いかなる方法や手段を使ったとしても、公園や他人の所有の観賞用の植物や伐採を免れた樹木を殺し傷つけたり、乱暴に扱うこと。
- o) 公共用の森林や永久保存の森林から、事前の許可を得ずに、石、砂、石炭その他の種類の鉱物をとること。

第27条 森林その他植物の中での火の使用は禁じられる。

§ 1 : その土地や地方の特性によって、農牧業や林業のために火を使用することが正当化される場合には、その地域を限定し、また用心のための規則を設定した上で、公権の行為によって火の使用は許可される。

第28条 前条で設定された規則違反のほかに、刑法他の刑罰のある法律には規則違反や犯罪についての規定がある。

第29条 次に掲げる各号の原告に刑罰が課される。

- a) 当事者
- b) 企業家または上司のために代理人または部下によって犯された場合は、借地人、共同出資者、所有権者、管理人、経営者、理事、森林の土地の購入者または所有権者
- c) 犯罪行為の実行にあたり、職務怠慢または同意を与え便宜を図った当局

第30条 本法律に規定された規則違反には、刑法や刑事違反法の一般的な規則が適用される。

第31条 刑法や刑事違反法の規定のほかに刑罰を重くする状況は次の各号に掲げられる通りである。

- a) 種が落ちる時期または損害を受けた植物が生育中の時期、夜、日曜日または休日、乾期または洪水の時に違反を犯すこと。
- b) 永久保存の森林またはその森林から産出される資源に対し違反を犯すこと。

第32条 侵害された利益が森林その他の植物や本法律によって規定された森林の保護に関する労働手段、書類及び行為であるときは、その刑事訴訟は、例え私的所有権に対するものであっても、告訴とは独立したものである。

第33条 犯罪や違反が本法律その他の法律で規定されていて、その対象が森林その他の植物、それらに関する労働手段、書類および生産物である場合には、次に掲げる関係当局が、

警察の取調を提訴し、指揮し、訴訟手続きをとり、現行犯逮捕のための書類を書き、刑事訴訟を起こす。

- a) 刑事訴訟法に提示されたもの
- b) 相互に関係のある営林署と国営企業の職員で、監視の活動をするように指名された者

§ 1 : 同じ事実による刑事訴訟が複数の当局者によって同時に始められた場合には、裁判官はその管轄地にある訴訟を合併する。

第34条 前条のb項で言及された当局は、本法律の効果によって、公共省による発表によって承認され、裁判官の補佐の資格で同省と同等の権限を有する。

第35条 当局は違反に使用された道具や産物を押収し、それらの大きさや性質のためにそれらを取調に持っていくことが出来ない場合は、その地方の公的受託者に渡す。もし、同者が存在しない場合は、裁判官の指名した者に渡し、それらは後で被害者に返還される。もしそれらが違反者に属する場合は公売に掛けられる。

第36条 規則違反の訴訟手続きは、1951年12月19日の1508号の法律に定める略式の手続きに従う。

第37条 農村地帯の不動産については、その贈与または遺産相続による譲渡行為や対物責任の構成を不動産登記簿に謄写または記録するためには、本法律または州法の補則に規定された罰金に関する債務を負っていないという証明書を提出しなければならない。

第38条 植林された森林や天然林はいかなる税金も免除されるよう申告することができ、税金のためにその派生する土地の価格を上げることを決定することはできない。

§ 1 植林された森林から採った産物の価格は課税できる収入と見なされない。

§ 2 植林や再植林に費やされた金額は、全て所得税と再植林に関する特別税から控除される。

第39条 永久保存の制度下にある森林地域および材木の開発のために植林された森林地域は農地税が免除される。

§ 1 : 森林が天然林の場合の免除額は、課税地域に掛かる税金の50%を越えない。

第40条 不裁可

第41条 融資の公式設定には、植林や再植林の計画、または法律に定められた規模で事業を行うために必要な機具を取得する計画が優先される。

§ 1 : 国家通貨審議会は、その合法的な権限の範囲内であらゆる形の融資・融資操作の規律を守る機関として、国家森林審議会によって承認された植林・再植林の計画に関して、金利と期限のある融資の規則を設定する権限を有する。

第42条 本法律の公布から2年後には、いかなる当局も連邦教育協議会が関係森林機関の意見を聴取て承認した森林教育の教材を盛り込んでいない教科書の採用を許可することはできない。

§ 1 ラジオ・テレビ局はその番組の中で、少なくとも1週間に5分間、何日間に分けて、

または同じ日に、関係機関によって承認された森林関係のテキストや規定について放送しなければならない。

§ 2 公式の地図には公園や公共の森林が記載されなければならない。

§ 3 ブラジル連邦共和国および各州はさまざまなレベルの森林教育のための学校の創設や発展を推進しなければならない。

第43条 大統領令によって、さまざまな地域で決められた日に森林週間が設けられる。この記念週間は、学校、国の助成を受けた公的施設において、森林の価値（森林の産物、有用性）や正しい育て方や保存の仕方を強調するようなプログラムを通して行われる。

§ 1 : 森林週間には、森林は再生可能であり、社会経済的に高い価値を持った天然資源であるということを明確にするという目的で、会合、講演、再植林の行事、簡単なセレモニーや祭典の計画が立てられる。

第44条 北部地域および中西部地域の北部においては、第15条に関する大統領令が制定されない間は、それぞれの所有権の面積の少なくとも50%以下が樹木で覆われてる限りは、伐採による開発は許される。

§ 1 : 法律で保護された地域、すなわち所有地に対する最低50%の面積は伐採が禁止される。その区域は不動産登録所で登記しなければならない。所有権委譲の場合も変更できない。

第45条 行政権は、180日以内に、一般的な森林の開発に関する全ての契約、条約、協定、特許を本法律の規定に一致するように改訂する。

第46条 連邦森林審議会は、ブラジルの森林政策を協議し、規則を創る機関として、本部はブラジリアに置かれる。

§ 1 : 連邦森林審議会の構成および権限は、行政権の命令によって、全部で12人以内で設定される。

(第47条、第48条は省略)

新森林法改正（仮抄訳） 法律7803号 1989年4月18日

第1条 1965年9月15日に制定された4771号を次のように変更する。

I 第2条を次の文章に変更する。

a) 川幅と保護地帯の幅

- (1) 10m以下の場合, 30mの森林
- (2) 10~15mの場合, 50mの森林
- (3) 50~200mの場合, 100mの森林
- (4) 200~600mの場合, 200mの森林
- (5) 600m以上の場合, 500mの森林

c) 湧水地については地形に関わらず最低, 半径50mの内側

g) 台地の端から水平方向に100m

h) 標高180m以上にある全ての植生

§ 1 : 市街地では, 土地用法および指針計画に基づくこと。ただし, 考え方はこの第2条に基づく。

II 第16条は, § 2 および § 3 を追加して有効となる。

§ 1 20~50haの農地は比率の限界を固定するために, あらゆる種類の森林のほか, 果樹・観賞用樹種または産業用の樹木等を計算に入れること。

§ 2 伐採が禁止されている面積, すなわち各所有地に対する20%の保護地帯は不動産登録所で記録されなければならない。この面積は第三者に譲渡相続する場合も使用の変更をしてはならない(分割しても変更できない)。

§ 3 セラード地帯では, 法的に保護された面積は20%である。

III 第19条は, 下記のような文章の次項が追加されて有効となる。

森林および遷移過程にある植生の利用は, 私有公有にかかわらずIBAMAの承認を得なければならない。またその植生被覆によって形成された異なったエコシステムに調和した保育・利用・復旧及び管理技術を用いなければならない。

森林回復をする場合には在来樹種を使用するプロジェクトを優先的に選ぶこと。

IV 第22条は, 下記のような文章とする。

連邦政府は, 専門執行機関あるいは州政府および市役所と連携を結ぶことにより, この法令の企画を執行する。そのために必要な業務を行う。

この法律の第2条の§ 1 に記述されている市街地に関する監督・監視は市役所の役割である。連邦政府はそれを補足するのみとする。

V 第44条には下記の単一条項が追加される。

§ 1 : 法律で保護された地域, すなわち所有地に対する最低50%の区域は伐採が禁止されている。不動産登記所で記録しなければならない。所有権委譲の場合も変更できない。

VI 新しい45条, 46条が追加され, 元の45, 46, 47, 48各条は47, 48, 49, 50条に変更する。

第45条 チェンソーを取り引きする商社およびチェンソーの購入者は, IBAMAに登録する義務を有する。

§ 1 チェンソーの携帯とその使用の許可は, 2年毎にIBAMAによって更新される。

§ 2 チェンソーの製造会社はこの法令の公表後, 180日よりチェンソーの製造ナンバーを明確に記し, そのシリアルナンバーをIBAMAに提出し, 購入伝表に書き込む。

§ 3 チェンソー無許可の企業は刑事上の規則違反であり, 1ヵ月から3ヵ月の懲役および最低給料の1倍から10倍の罰金を課せられ, チェンソーを押収されるほか, 生じた被害を回復する義務がある。

第46条 人工造林の場合 (を行う場合), IBAMAは各郡毎に現地地域の食糧生産および牧畜に必要な土地を配慮する。

(第2条, 第3条は省略)

第4条 1978年6月15日6535号及び1986年7月7日7511号は失効する。

# 動物相保護法について(仮訳)

1967年1月3日-法 5. 197号

動物相の保護及びその他の措置を提供する

以下の法律は、国会で発令し大統領が承認したものである。

- 第1条 野生動物相を構成する、いかなる種類、成長過程にある、飼育外で自然に生殖している動物、及びその巣、住処や天然の繁殖地は国の財産であり、それらの使用、追撃、消滅、狩猟及び捕えることを禁じる。
- 1項 もし、地域の独自性で狩猟を容認するならば、連邦行政当局で規制されている許可により認める。
- 第2条 職業狩猟を禁止する。
- 第3条 いかなる種類の野生動物、生産物 及び狩猟、追撃、消滅や捕えるための目的に使われる道具の売買を禁止する。
- 第4条 公的技術の観点から好ましくなく、法のもとで許可書が発行できない、いかなる種類の動物の国内持ち込みを禁止する。
- 第5条 行政当局は：  
a) 国立、州立、市立生物保護区を作り、。。。
- 第6条 行政当局は：  
a) アマチュア狩猟及び空中射撃をスポーツとして実用化する連携心を目的とした連合やクラブの養成や運営を仕向ける。
- 第7条 いかなる野生動物相の使用、追撃、消滅、狩猟及び捕えがこの法令で認められた場合、狩猟行為であるとみなす。
- 第8条 担当公共機関は 120 日間以内に、年間で更新された以下の情報を発行する。  
a) 地域限定で、野生動物相の使用、追撃、消滅、狩猟及び捕えることが、許可される種類のリスト。  
b) 上位の行為を認める時期及び日数。  
c) 使用、追撃、消滅、狩猟及び捕えることが認められる一日の割り当て量。
- 第9条 第 8 条の法規定にしたがい、及び法的義務を満たせば野生動物相をつかまえて飼育所でかうことができる。
- 第10条 野生動物相の以下の使用、追撃、消滅、狩猟及び捕え方法を禁ずる。  
a) 鉄砲、投弾機、毒、火事及び動物を傷つけるわな等。。。
- 第11条 空中射撃及びアマチュア狩猟連合会やクラブは担当行政機関での登録及び法人として認められた場合のみ、個別または漁獲と共同で運営することが出来る。
- 第12条 前条で述べられている機関は、自己の会員が定められた期間と場所でスポーツと狩猟するための武器を所持する、特別許可を要請しなければならない。
- 第13条 狩りの行為をとるには、担当機関が発行する地域ごとの具体的な年度狩猟許可を取らなくてはならない。

- 第14条 公的、研究及び認可された機関に所属する学者には、研究を目的とする材料収集のための特別な許可を、いかなる季節でも与えることが出来る。
- 第15条 ブラジル科学芸術監査議会は動物相に関わる訴訟がある度に、担当行政機関の顧問を勤める。
- 第16条 自然動物及びその生産物で商売をする法人・個人の登録を義務づける。
- 第17条 前条で述べられる法人・個人は担当機関の要請がある度に、その価値と在庫量を申告及び見せる義務がある。
- 第18条 爬虫類及び水陸両生動物の原皮・革の国外輸出は禁止する。
- 第19条 自然動物、鱗翅類、昆虫や関連品の海外及び州内の輸送は担当機関が発行する輸送方に従わなくてはならない。
- 第20条 狩猟の許可書は最低月給料の10分の1の額に相当する年会費の支払いにより提供。
- 第21条 16条で述べられている、個人・法人の登録は最低月給料の半分に相当する額の支払いにより行う。
- 第22条 11条で述べられているアマチュア協会及びクラブの登録は、最低月給料の半分に相当する額の支払いにより行う。
- 第23条 飼育所の登録は最低月給料の2割に相当する額の支払いにより行う。
- 第24条 この法律に定められている許可書、登録書及びその他の金額の支払いは農牧畜業連邦基金のクレジットとなる“動物相資源”のタイトルで、株式会社ブラジル銀行の特別口座にて収集。
- 第25条 この法律の適用のために、国は農務省の特別行政機関及び州市との協定より直接監視し、必要不可欠なサービスをも創設出来る。
- 第26条 狩猟の監視を行う全ての職員は、公共警備エージェント同様の権限が与えられ、武器の所持を認める。
- 第27条 第1、2、3、4、8、10、13、14、17、18、19条、及び下項目が刑法上違反された場合、3ヶ月から1年の単純逮捕、または違反を行った場所と時期の最低月給料の1から10倍の罰金が、場合により同時に活せる。
- 第28条 前条で定められている違反以外に、罰則を含む刑法典やその他の法律に定められている犯罪や違反の条項が存続する。
- 第29条 刑法典の違反罰則以外の所で、刑罰を重くする状況は以下の通り。
- 第30条 罰則の適用対象法について。
- 第31条 この法律に明記されている動物相の保留に関連する行為や資料、作業道具、自然動物及びその関連品が関係している場合、個人の所有地での損傷であっても、訴えの有無に関わらず刑罰が適用される。
- 第32条 この法律及び、その他の関連法に違反または犯罪を起した場合の、実行犯逮捕の書類を作成、訴訟を起し、統括及び警察操作を進める適切な機関は訴訟刑法典で示されている。
- 第33条 当局は狩猟の品々や違反行為に使用された道具を押収し、もし、それらの量及び自然状況により刑事捜査に付随できない場合、地域の公的任命機関に渡されるか、裁判官の指示に従わなければならない。
- 第34条 違反訴訟は1951年12月19日の法1.508号のサマリールールに従わなければならない。

い。

第35条 この法律の公布から2年以内に、全ての当局は連邦教育委員会が認可している動物相保護に関する内容の資料を受理しなければならない。

第36条 ブラジリアに本部を置く、国立動物相保護委員会は国の動物相を保護する政策の実行及び顧問機関として創設。

第37条 行政権は現行の法律が実行出来るよう、必要に応じて調整を行う。

第38条 この法令は、1943年10月20日法令5. 894号及び逆行するその他の法律を取り消し、公表された日から有効となる。

# IBDF- ブラジル森林開発研究所設立法について(仮訳)

1967年2月28日-法令289号

ブラジル森林開発研究所の設立、及びその他の措置を与える

## 第1章

### 目的、方針、権限

- 第1条 独立採算の機関として、ブラジル森林開発研究所(以下 IBDFと明記)は設立され、農業省の分散化行政のもと、法人としての特性で、本部及び裁判権を連邦区にさだめ、全国地域を管轄する。
- 第2条 IBDFは森林政策作り、現行の法律にもとづき再生可能な天然資源の保存、保護や合理的な使用をするための方法を指導、調整や実施、または実行させる事を目的とする。
- 第3条 IBDFは以下の点を目的とし、全国及び地域レベルごとに造林、植林の年度、多年度方針計画を作成。。。
- 第4条 IBDFの優先的役割は。。。
- 第5条 IBDFの役割は。。。

## 第2章

### 組織と運営

- 第6条 行政権は主に第2・3・4条の内容を完全実行するため、現行の法令の新たな状況に適用出来るよう、法令よりIBDFの組織を調整及び変更する権限を持つ。
- 第7条 研究所は国の森林政策の必要性に応じて、現行の法令に従って、新しい国立公園、国有林、生物保護区、国立遺産及び連邦狩猟公園を創立、施行、運営する。
- 第8条 IBDF内に、諮問及び実行機関として、森林の問題を特別に解決する技術者で構成する義務を持つ森林政策委員会を設ける。。。
- 第9条 IBDFの会長は、農務大臣の指名及び運営や技術能力の有望な従事者の中から選ばれ、大統領に任命される。
- 第10条 研究所を構成する機関の構想的役割、会長やその他の役人の権限は行政権の法令で決められる。
- 第11条 IBDFの人事は行政権の法令で規定されるパーマネント雇用及び、労働統合法で定められている一時的雇用で成立つ。

## 第3章

### 収入

- 第12条 IBDFの収入源は。。。
- 第13条 財政歳費は連邦予算に含まれ、IBDFの適用財政年に予想するの計画予算をカバーする。

#### 第4章 違反及び罰則

- 第14条 現行令の違反の構成は。。。
- 第15条 前条のいかなる項目を違反した個人・法人は、以下の罰則に従わなくてはならない。。。
- 第16条 違反をした対象者は。。。
- 第17条 15条の罰則は以下のケースで適用される。。。
- 第18条 罰則の適用はIBDF独占的権限である。
- 第19条 IBDFは法的権限が確保され、万が一の場合には農務省が現行令を適用するためのいかなる措置をとる。

#### 第5章

- 第20条 連邦森林委員会及び、法令第8条で定められていた森林政策委員会に移転した役割は廃止する。
- 第21条 国立松研究所及び農務省の再生可能な天然資源部を廃止し、その全財産、資産。融資源、債務、信用をIBDFに引き渡す。
- 第22条 連邦裁判をもとに、必要と思われる特別債権の使用及び、期限内の貸付金の取り戻し、コスト削減規定、納税解除、関税免除等の公共財源をIBDFに伸展する特権を有する。
- 第23条 大蔵省より、6百万クルザードノーボの融資許可を受け、IBDF現行の運営コストの財源として補充する。
- 第24条 IBDFの特別予算は、研究所が直接または他の公共及び民間の機関との契約や協定を通して特別に造林・植林の事前投資及び投資に使われる。
- 第25条 1964年11月30日の法令4. 502号を規定する1965年8月26日の法令56. 791号アネックスII44章では以下の木材のランク付けや数量を紹介する。。。
- 第26条 相当する年度の6月30日から1942年10月8日の法令4. 813号、第22条で定められた金額が廃止される。
- 第27条 IBDFの人事枠は、選択の自由及び現行法第11条より雇用する労働者を尊重し、この機関及び関連施設に配置や移動された職員から成り立つ。
- 第28条 行政権に基づき、IBDFで必要とされる任務を果たす者は、会長の判断により、その他の連邦サービス機関に配置される。
- 第29条 目録された、またはこの法令の第4条第2パラグラフにてIBDFが創立された天然林保護区は、森林典に定められている内容を従うために必要不可欠と認め、森林政策委員会が決れば、憲法及び公共権より土地からの撤退を命じる対象となる。
- 第30条 IBDFが管理するティジュカ国立公園の全ての地域は、行政権の活動対象となる。
- 第31条 IBDFは現行令第4条で定められている内容を実行するための必要とされるサービス及び航空測量データーを収集するため、その他の公共または民間団体と協定を結ぶことができる。
- 第32条 様々な統制を持つ木材輸出入政策は、現行法で定められる森林政策の目的及び方針をまかなう形で、国立輸出入委員会が決める。
- 第33条 この法令は公表された日から有効となり、逆の規定を廃止する。

## ブラジル国立公園の細則について(仮訳)

1979年9月21日- 法令 84. 017号

ブラジル国立公園の細則を認める

- 第1条 この細則は国立公園の定義及び特徴を規律するものである。。。
- 第2条 国立公園とは以下の要求を満たす地域のことをさす。。。
- 第3条 国立公園を構成する地域の利用と目的は、そこに含まれる自然の生態系の保全を尊重しなければならない。
- 第4条 国立公園の土地、価値及び利益管理はブラジル森林開発研究所 (IBDF) が行う。
- 第5条 保護されている生態系の保存及び、そこから生まれる恩恵の使用を両立するためには、管理計画に含まれる妥当な生態学的管理を目的とする、方針調査が設定される。
- 第6条 管理計画とは、生態学的計画の技術を利用して、格ゾーニングの特徴をあげながら目的にそって物理的な開発を提案し、国立公園のゾーニングを決めるダイナミックなプロジェクトの事を言う。
- 第7条 管理計画は国立公園の、以下の特徴を部分的または全体的に持つ、全ての地域のゾーニングを細かく指示する。。。
- 第8条 国立公園内でいかなる埋め立て工事、発掘、斜面保護または補修活動、肥料の投入、土壌の回復は禁止される。
- 第9条 国立公園の中では、いかなる水力発電、洪水防止、支流修復、流域復旧ダム工事及び自然の水流条件を変えるその他の活動を禁止する。
- 第10条 国立公園の中での果樹、種、根っこ及びその他の生産物を決して収穫してはならない。
- 第11条 伐採、切り取り、及び木や茂み、その他の植物を植える許可は、高頻度使用ゾーン、文化歴史特別使用ゾーンの各計画管理の方針が提示された時のみ認める。
- 第12条 不可侵森ゾーン、源生林ゾーン、拡大森ゾーンで、現地の生態系に未種を発見した場合や、復旧に必要と科学的に示された場合を除いて、植物の遷移干渉をしてはならない。
- 第13条 国立公園のいかなる動物相サンプルの追跡、採取、収集、捕虜、屠畜、及び動物の自然環境に影響を及ぼすいかなる活動を断じて禁止する。
- 第14条 生態系保護区に未種の動植物の導入を禁止する。
- 第15条 一般的なルールとして、動物生殖率のコントロールは、自然略奪者を含む、自然的条件のバランスにまかせる。
- 第16条 原住動物または外来動物であるかいなかに関わらず、家畜、飼育された動物は国立公園では受け入れない。
- 第17条 外来種のサンプルは専門家の責任において、生態系に悪影響を最小限に押さえる方法を取り入れ、地域の原始的状況を保存しながら、移植または消滅される。
- 第18条 害虫及び病気のコントロールは IBDF の許可がある時のみ行う。
- 第19条 IBDFの許可及び科学技術調査の忠告がある場合、動植物類の再導入、国立公園を入植するのは合法的である。
- 第20条 国立公園で必要とされるいかなるインフラ整備は、IBDFの許可を受け、景観配慮調査のもとで行わなければならない。
- 第21条 国立公園に直接関係のない看板、仕切り、連絡板、指示器及びいかなる形での視聴覚、

宣伝情報は断じて設置してはならない。

第22条 景観や衛生を損う、ごみ、残骸及びその他の材料の放置を禁止する。

第23条 国立公園内で火事を起す可能性のある、いかなる活動は断じて禁止する。

第24条 国立公園が必要としない輸送ゴンドラ、線路、道路、ダム、水路、油路、電線及びその他の工事を禁止する。

第25条 国立公園の物理的開発は、主に管理のための物に限る。

第26条 国立公園の工事に使用する資材、配置及びプロジェクトは、環境を可能な限り高品質で保護する形で考慮しなければならない。

第27条 国立公園に住居するのは管理をする者だけに認める。

第28条 国立公園でヘリポートの建設が認められるのは、無許可で使用された時を除き、管理計画の中で示された時のみ認める。

第29条 国立公園内で許可された活動から発生した、汚物、排便、残骸等は領域外の所で処理、排出しなければならない。

第30条 国立公園内での文化的、科学的価値を利用する場合、一般使用者が人と環境の関係の大切さを理解させる、説明プログラムの導入をしなければならない。

第31条 一般人の受入、指導及び動機付けのために、国立公園はビジターセンターを設ける。

第32条 ビジターセンターには、博物館、展示場等自然に対しての説明を行う。

第33条 野外での説明活動を促進するため、国立公園は細道、展望台及び青空劇場等を設け、動植物の命を尊重するように仕向ける。

第34条 野外で行われる様々な活動は、自然環境を損わず、国立公園の目的にそって許可及び促進しなければならない。

第35条 可能な限り、宿泊、滞在先を国立公園の外で設ける。

第36条 説明を目的とする民芸品やその他の品物は、国立公園の管理許可により販売を認める。

第37条 宗教活動、連合会及びその他の集会等は国立公園の管理局の許可を得なければならない。

第38条 動植物に損害を与えるいかなる活動をする人及び、釣り、狩り、伐採を目的とする機材や武器を持つ来客の国立公園への入場滞在を禁止する。

第39条 IBDFの許可がある時のみ、研究、調査活動を行う。

第40条 研究、調査の特別許可は以下の理由から許可される。

第41条 国立公園の設置調査は国立単一保護システムに従わなければならない。

第42条 国立公園の設置提案は設置理由となる社会経済、科学技術的観点からの調査をもとに行う。

第43条 国立公園の法令が計画管理の許可及び実行期間を決める。

第44条 国立公園の組織には、管理、人事、資材、予算及びサービス部門で構成する。

第45条 国立公園の幹部はIBDFより指名。

第46条 国立公園の営業時間は、特定の活動を満たすための園内の特別ルールを除き、連邦公共サービル時間帯と全く同じである。

第47条 国立公園の入場料や宿泊費等はIBDFが定めた料金表に元ずき支払わなければならない。

第48条 国立公園の収入、補助金、ドナーンション、及び罰金等は(株)国立信用組合に収集されIB

DFの資金となる。

第49条 現行のルールに違反した個人、法人以下の罰則が活せられる。。。

第50条 違反者に掛ける罰則及び罰金は、国の中で最も高い金額を基本とする。

第51条 無許可で持ち込まれた武器、弾薬、狩りや釣りに使われる道具及び違反行為に使用した器材等を押収する。

第52条 計画管理の中で無許可及びそのルールに従わない工事を差し押さえる。

第53条 違反の対象者は。。。

第54条 もし、IBDFの関係者が違反を起した場合、現行の法律に元ずき経営調査が行われた後に罰則が掛けられる。

第55条 罰金は違反の重さや国立公園の資材及び自然的遺産に与えた損害の大きさにより設定。

第56条 計画管理が許可された後、この細則を元に格国立公園の特徴を踏まえて園内規則が提供される。

第57条 ここで明記されていないケースは、IBDFの検討より解決される。

## Pilot Program to Conserve the Brazilian Rain Forest

### *Proposed Guidelines for Bilateral Associated Projects*

#### Introduction

Bilateral Associated Projects have yet to be fully integrated into the Pilot Program to Conserve the Brazilian Rain Forest. The Trust Fund Resolution is clear that all Pilot Program projects, including the Bilateral Associated Projects, should be part of a single monitoring and evaluation system for the purpose of generating lessons for the future. The Trust Fund Resolution also gives the World Bank responsibility for appraising the consistency of candidate projects with Program objectives, as well as for formal appraisal, according to standard Bank procedures, of all Bilateral Associated Projects.

In the view of the Secretariat for the Legal Amazon and the World Bank, the Trust Fund Resolution was correct in requiring full integration of Bilateral Associated Projects in the monitoring and evaluation system. Yet the requirement that World Bank appraise these projects was inappropriate for two reasons. First, the Bank's Rainforest unit does not have the manpower to appraise all Bilateral Associated Projects. And second, this requirement would inevitably reduce the degree of variation in project types and approaches, which would in turn reduce possibilities for generating lessons.

#### Guidelines for Bilateral Associated Projects

At the Interim Participants' Meeting in Paris on April 15-16, 1997, the Government, the World Bank, and the Donors discussed general guidelines for associating bilateral projects. The Donors accepted those guidelines in principle but emphasized the need to keep the criteria and procedures for approval of Bilateral Associated Projects as simple as possible. Based on the discussions at that meeting, the Government and World Bank formulated a more detailed set of guidelines for associating bilateral projects; **these guidelines were approved in the Participants' Meeting in Manaus on October 28-30, 1997.** Below, we state the purpose of Bilateral Associated Projects and provide criteria and procedures for associating new projects.

##### *Purpose of Bilateral Associated Projects*

Bilateral Associated Projects should help to achieve the overall goals of the Pilot Program and be consistent with core project objectives and activities. In addition, these projects should contribute to generating strategic lessons about issues of current or potential relevance to the Pilot Program. Such lessons should lead to improved effectiveness of the Pilot Program and should also be relevant to other conservation and development initiatives implemented in rain forest regions in Brazil and other tropical countries.

##### *Criteria for Associating Bilateral Projects*

Three criteria will be utilized to determine the appropriateness of associating bilateral projects:

- *Thematic relevance.* Candidates for Bilateral Associated Projects should be thematically relevant to the Pilot Program. This relevance could involve existing Pilot Program projects, including those under preparation. For example, a candidate project dealing with sustainable forestry would

be associated with the Forest Resources Management project. Alternatively, a candidate project could involve a thematic area that is of recognized importance for the Pilot Program's future. Such thematic areas are currently under discussion for a second phase of the Program.

- *Information.* All candidates for Bilateral Associated Projects should supply adequate information, including a detailed description of project objectives and activities. This information will permit an assessment of the relevance of candidate projects to the Pilot Program.
- *Financial support.* As is the case for core Pilot Program projects, candidates for Associated Bilateral Projects should be supported on a grant or highly concessional loan basis. Projects supported by technical assistance will also be considered provided that assistance is furnished on a similar basis. All candidate projects must be part of official bilateral cooperation programs between donor countries and Brazil.

#### ***Procedures for Associating and Maintaining Bilateral Projects***

Those projects already approved by the Pilot Program's Coordinating Commission will continue to be considered Bilateral Associated Projects. Associating new bilateral projects will require three steps:

- **Summary information about each candidate project should be furnished on the attached form and submitted to the Executive Secretariat of the Pilot Program. This information should be submitted by the executing institution or by the corresponding donor agency.**
- **The Executive Secretariat of the Pilot Program will send the information received to the corresponding Technical Secretariat of the core project<sup>1</sup> and the World Bank, both of which will provide written opinions on the advisability of associating the proposed bilateral project with the Pilot Program, including suggesting possible modifications. The Bank's response will consist of (1) a synthesis of opinions solicited from the donors and the IAG, and (2) its own technical analysis of the project.**
- The project will be reviewed and recommended for acceptance or rejected, possibly with conditions, by the Government's Program Coordinating Commission.<sup>2</sup>

Once approved, the donor agencies supporting Bilateral Associated Projects will agree to cooperate fully with the **Pilot Program's Monitoring and Analysis Unit (UMA)** by furnishing project reports and data in a timely fashion. To assure that information exchange is a two-way process, **UMA** will prepare a database on all Bilateral Associated Projects which will be available to all participating donor agencies. In cases where an adequate exchange of information has not been established, **UMA** will inform the Coordinating Commission, which will determine whether the project should maintain its status as a Bilateral Associated Project.

For purposes of transparency and accountability, the contributions given by donors to Bilateral Associated Projects will be presented in a separate column of the tables showing the financing of the Pilot Program.

---

<sup>1</sup> In the case of a candidate project involving a theme of recognized relevance to the Pilot Program's future, a written opinion will be prepared by UMA instead of the corresponding Technical Secretariat.

<sup>2</sup> The Program Commission is composed of 17 members of which 12 are representatives of Federal entities, 2 of state environmental/planning entities, and 3 of NGOs.

**Updated on 9 November 1998**

## **Annex 1: Summary Information on Candidate Bilateral Associated Projects**

### **Summary Data**

1. Project title
2. Objective(s)
3. Locale
4. Nature and size of target population
5. Beginning and end dates
6. Total budget
7. Project coordinator (to be contacted for additional information)
8. Executing institution
9. Source of funding
10. Summary of problem to be addressed and results and impacts expected

### **Detailed Information**

1. Relevance of project to Pilot Program
2. Results and impacts to date (if applicable)
3. Principal questions addressed, including problems and proposed solutions
4. Potential for generating lessons relevant to other projects

### **Annex**

Project logframe

Updated on 9 November 1998